

北海道選挙管理委員会告示第66号

令和3年10月18日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年10月19日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	89,798
3分の1の数	661,232

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	70,137	根室市	7,054
札幌市北区	80,819	千歳市	27,325
札幌市東区	74,859	滝川市	11,347
札幌市白石区	61,912	登別市	13,482
札幌市厚別区	36,622	恵庭市	19,674
札幌市豊平区	65,208	伊達市	9,556
札幌市清田区	31,408	北広島市	16,534
札幌市南区	39,405	北斗市	12,759
札幌市西区	62,537	空知地域	48,139
札幌市手稲区	40,169	石狩地域	21,821
函館市	73,095	後志地域	24,785
小樽市	32,977	胆振地域	14,698
旭川市	95,008	日高地域	18,043
室蘭市	23,588	渡島地域	24,711
釧路市	47,637	檜山地域	10,012
帯広市	47,295	上川地域	35,796
北見市	33,149	留萌地域	12,561
岩見沢市	22,944	宗谷地域	8,055
網走市	9,804	オホーツク東地域	16,451
苫小牧市	48,077	オホーツク西地域	18,672
稚内市	9,354	十勝地域	47,442
江別市	34,183	釧路地域	16,643
名寄市	7,711	根室地域	13,177

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,356
	3分の1の数	122,584
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,676
	3分の1の数	155,628
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,755
	3分の1の数	156,290
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,685
	3分の1の数	78,075